共同生活援助（外部サービス利用型）事業所　〇〇〇　運営規程

（事業の目的）

第１条　この規程は、＊＊＊（以下「事業者」という。）が開設する○○○（以下「事業所」という。）において実施する指定共同生活援助に係る事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の従業者が支給決定を受けた障がい者（以下「利用者」という。）に対し、適切な指定共同生活援助を提供することを目的とする。

|  |
| --- |
| ・＊＊＊には正式な申請者名を、〇〇〇には正式な事業所名を記載すること。 |

（運営の方針）

第２条　事業所は、指定共同生活援助の提供及び受託居宅介護サービス事業者による受託居宅介護サービスを適切かつ円滑に提供することにより、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活援助を行う住居（「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第５条第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。以下「共同生活住居」という。）において入浴、排せつ及び食事等の介護、相談その他の日常生活上の支援を適切かつ効果的に行うものとする。

２　事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

３　事業の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、利用者の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者、指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）と連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

４　事業の実施に当たっては、前３項のほか、法及び「佐世保市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」（令和5年佐世保市条例第78号）に定める内容のほか関係法令等を遵守し、指定共同生活援助を実施するものとする。

（事業所の名称等）

第３条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（１）名　称　○○○事業所

（２）所在地　長崎県佐世保市××町××番××号

２　当該事業所の共同生活住居の名称及び所在地は次のとおりとする。

（１）名　称　△△△（本体住居）

所在地　長崎県佐世保市××町××番××号

名　称　△△△（サテライト型住居）

所在地　長崎県佐世保市××町××番××号

（２）名　称　□□□（本体住居）

　　　所在地　長崎県佐世保市××町××番××号

　　　名　称　□□□（サテライト型住居）

　　　所在地　長崎県佐世保市××町××番××号

（３）　・・・・・・

|  |
| --- |
| ・〇〇〇等には正式な事業所名を記載すること。・所在地については、正式な地番表記（×番×号、×番地×　など）をし、ビル等まで正式に記載すること。・従たる事業所または出張所がない場合は、第2項は削除すること。 |

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第４条　事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

（１）管理者　１名（常勤職員）

管理者は、従業者の管理、指定共同生活援助の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定共同生活援助の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。

（２）サービス管理責任者　○名（常勤職員　○名、非常勤職員　○名）

サービス管理責任者は、次の業務を行う。

ア　適切な方法により、利用者の有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容を検討すること。

イ　アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、事業所が提供する指定共同生活援助以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて、利用者の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定共同生活援助の目標及びその達成時期、指定共同生活援助を提供する上での留意事項等を記載した共同生活援助計画の原案を作成すること。

ウ　共同生活援助計画の原案の内容を利用者に対して説明し、文書により利用者の同意を得た上で、作成した共同生活援助計画を記載した書面を利用者に交付すること。

エ　共同生活援助計画作成後、共同生活援助計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行うとともに、少なくとも6月に１回以上、共同生活援助計画の見直しを行い、必要に応じて共同生活援助計画を変更すること。

オ　利用申込者の利用に際し、障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、利用申込者の心身の状況、事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。

カ　利用者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。

キ　他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

（３）世話人　○名（常勤職員　○名、非常勤職員　○名）

世話人は、食事の提供、生活上の相談及び入浴等の介護等について、次号に規定する生活支援員と協同して、適切な援助を行う。

（４）○○○○　○名（常勤職員　○名、非常勤職員　○名）

○○○○は、・・・を行う。

|  |
| --- |
| ・管理者とサビ管を兼務する場合は、「管理者　１名（常勤職員。サービス管理責任者兼務）」のように記載すること。（サビ管の記載についても同様）・提供するサービス内容に応じ、適宜修正すること。 |

（入居定員）

第５条　事業所の入居定員は、○人とする。

２　第3条第2項に規定する共同生活住居の定員は次のとおりとする。

（１）△△△（本体住居）　×名

　　　△△△（サテライト型住居）　×名

（２）□□□（本体住居）　×名

　　　□□□（サテライト型住居）　×名

（３）・・・・・・

（指定共同生活援助の内容）

第６条　事業所で行う指定共同生活援助の内容は、次のとおりとする。

（１）共同生活援助計画の作成

（２）利用者に対する相談

（３）食事の提供

（４）健康管理・金銭管理の援助

（５）余暇活動の支援

（６）緊急時の対応

（７）日中活動に係る他の事業所との連絡調整

（８）財産管理等の日常生活に必要な援助

（９）受託居宅介護事業者に対する必要な指揮命令

（10）夜間における支援

（11）体験利用における支援

（12）（２）から（11）に付帯するその他必要な介護、支援、家事、相談、助言

２　事業所で行う受託居宅介護サービスの内容は、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の援助とする。

|  |
| --- |
| ・サービス内容については、一部事項例として記載しているに留まるため、実態に合わせて適宜修正するとともに、できる限り具体的に記載すること。 |

（主たる対象者の障がいの種類）

第７条　指定共同生活援助を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

（１）△△障がい者

（２）□□障がい者

（３）難病等対象者

|  |
| --- |
| ・主たる対象者を特定しない場合は、削除してよい。 |

（利用者から受領する費用の額等）

第８条　指定共同生活援助を提供した際には、利用者から当該共同生活援助に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

２　法定代理受領を行わない指定共同生活援助を提供した際は、前項に掲げる指定共同生活援助に係る利用者負担額のほか、利用者から法第29条第３項の規定により算定された介護給付費の額の支払を受けるものとする。

３　前二項のほか、次に定める費用については、利用者から徴収するものとする。

（１）家賃 　△△△（本体住居）：月額　〇〇〇〇〇円

　　　　　 　△△△（サテライト型住居）：月額　〇〇〇〇〇円

　　　　　 　□□□（本体住居）：月額　〇〇〇〇〇円

　　　　　 　□□□（サテライト型住居）：月額　〇〇〇〇〇円

　　　　　 　・・・・・

（２）光熱水費　　△△△（本体住居）：月額　〇〇〇〇〇円

　　　　　 　△△△（サテライト型住居）：月額　〇〇〇〇〇円

　　　　　 　□□□（本体住居）：月額　〇〇〇〇〇円

　　　　　 　□□□（サテライト型住居）：月額　〇〇〇〇〇円

　　　　　 　・・・・・

（３）食材料費　　１食あたり　〇〇〇円

（４）日用品費　　月額　〇〇〇〇円

（５）体験利用料　1日あたり　〇〇〇〇〇円

（６）・・・・・

４　前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

５　第１項から第３項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った利用者に対し交付するものとする。

|  |
| --- |
| ・提供するサービス内容や実態に応じ、適宜修正すること。・家賃の設定（月額×定員数）は、家主に支払う賃借料の額を超えないよう設定すること。 |

（受託居宅介護サービス事業者等）

第９条　受託居宅介護サービス事業者及び受託居宅介護サービス事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（１）事業者名　〇〇〇〇

　　　所在地　　長崎県佐世保市××町××番××号

（２）事業者名　〇〇〇〇

　　　所在地　　長崎県佐世保市××町××番××号

（入居に当たっての留意事項）

第10条　利用者は、入居に当たっては、次に規定する内容に留意すること。

（１）〇〇〇〇〇こと。

（２）〇〇〇〇〇こと。

（３）〇〇〇〇〇こと。

|  |
| --- |
| ・利用者が、事業所を利用する際に留意する事項を記載すること。 |

（緊急時等における対応）

第11条　指定共同生活援助の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに協力医療機関又は利用者の主治医（以下「協力医療機関等」という。）への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

２　協力医療機関等への連絡等が困難な場合には、他の医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

（事故発生時の対応）

第12条　指定共同生活援助の提供により事故が発生したときは、直ちに市町村、県及び当該利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

２　指定共同生活援助の提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。

|  |
| --- |
| ・第12条については、記載必須事項ではないが、実態に応じて記載等しておくことが望ましい。 |

（非常災害対策）

第13条　事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、所在する地域の環境及び利用者の特性に応じて、火災、地震、風水害その他の非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するものとする。

２　事業所は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

３　事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

（苦情解決）

第14条　事業所は、提供した指定共同生活援助に関する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

２　事業所は、前項の苦情を受け付けた場合には、その苦情の内容等を記録するものとする。

３　提供した指定共同生活援助に関し、法第10条第１項の規定により市町村が、また、法第11条第２項の規定により長崎県知事が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者及びその家族からの苦情に関して市町村又は長崎県知事及び市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村又は長崎県知事及び市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

４　社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力するものとする。

|  |
| --- |
| ・第14条については、記載必須事項ではないが、実態に応じて記載等しておくことが望ましい。 |

（個人情報の保護）

第15条　事業所は、その業務上知り得た利用者等及びその家族の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

２　事業所の従業者は、その業務上知り得た利用者等及びその家族の秘密について、正当な理由がなく漏洩することが無いよう保持するものとする。

３　事業所の従業者であった者に、業務上知り得た利用者等及びその家族の秘密を保持するため、事業所の従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、事業所の従業者との雇用契約の内容とする。

４　事業所は他の障害福祉サービス事業者等に対して、利用者等及びその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等及びその家族の同意を得るものとする。

|  |
| --- |
| ・第15条については、記載必須事項ではないが、実態に応じて記載等しておくことが望ましい。 |

（虐待防止に関する事項）

第16条　事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

（１）虐待の防止に関する担当者の選定

（２）成年後見制度の利用支援

（３）苦情解決体制の整備

（４）従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

（５）虐待の防止のための対策を検討する委員会（虐待防止委員会）の設置等に関すること

|  |
| --- |
| ・事業所の運営に応じ、適宜加筆修正すること。 |

（身体拘束の禁止）

第17条　事業所は、サービスの提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わないものとする。

２　事業所は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録するものとする。

３　事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じるものとする。

（１）身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

（２）身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

（３）従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

|  |
| --- |
| ・第17条については、記載必須事項ではないが、基準条例上においても定められている内容であるため、記載等しておくことが望ましい。 |

（協力医療機関）

第18条　事業所は利用者の急変等に備えるため、次のとおり協力医療機関を定める。

（１）協力医療機関　　　○○医院　佐世保市××町××番××号

（２）協力歯科医療機関　〇〇歯科医院　佐世保市××町××番××号

|  |
| --- |
| ・第18条については、記載必須事項ではないが、記載等しておくことが望ましい。 |

（その他運営に関する重要事項）

第19条　事業所は、従業者の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

（１）採用時研修　採用後○カ月以内

（２）継続研修　年○回

２　事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

３　事業所は、利用者に対する指定共同生活援助の提供に関する諸記録を整備し、当該指定共同生活援助を提供した日から５年間保存するものとする。

４　事業所は、指定共同生活援助の利用について市町村又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力するものとする。

５　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

|  |
| --- |
| ・事業所の運営に応じ、適宜加筆修正すること。 |

附　則

この規程は、令和○○年○月○日から施行する。

附　則

この規程は、令和○○年○月○日から施行する。

|  |
| --- |
| ・規程の改正を行う場合は、附則を順次追加し、改正の流れが分かるようにすること。 |